

第8期総合介護市民協議会（令和5年度第3回） 会議概要

日 時：令和5年9月25日（月） 14:00～15:30

場 所：ひまわり館1階 ホール

出席者：安田会長、塚本副会長、中谷委員、池田委員、善住委員、岡田委員、辻本委員、東森委員、井上委員、村井委員、中嶋委員

事務局：介護保険課・長寿福祉課・関西計画技術研究所

傍聴者：なし

1. 開会

事務局（司会） みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しいところ総合介護市民協議会にご出席頂きありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今より、令和5年度第3回総合介護市民協議会を開催いたします。

それでは、まずお手元の資料について確認させていただきます。

当日配布分といたしまして、委員名簿、地域支援事業（在宅高齢者紙おむつ支援事業）の財源について、続きまして、事前送付分といたしましては、事前に郵送させていただいております、次第、資料1「各介護サービスの見込量及び介護サービスの充実に向けた整備計画案」、参考資料1「近江八幡市内各介護サービスの供給体制と需要の現状」、参考資料2「事業所調査における人材の過不足状況」、参考資料3「将来推計総括表」となっております。

資料が不足されている方はいらっしゃいますでしょうか。もしあればその都度申しつけください。それではお手元の会議の次第に基づいて説明させていただきます。まず初めに会長ご挨拶をお願いします。

会長

皆様お疲れ様です。少しだけ暑さも和らいできたかというところで、少し楽になってきたかと思うのですが、やはり昼間は暑いですね、私も、駅まで20分ほど歩いてきたのですが、汗だくで、まだまだ昼間は暑いなと感じていますが、夕方になりますと、少し楽になってきて、これからこういった季節になるのかなと思ったりもしております。市民協議会の方も、今回そろそろ佳境に入ってきてまして、審議事項の方も、次期整備計画のことや、地域支援事業の財源など大事な審議が続くかと思えます。また、後で詳しい説明があるかと思えますが、事業所さんの稼働率の問題も大きいですし、また、人材確保の問題ということで、介護や福祉だけではなく、タクシーや観光や飲食とか、どの分野においても人が不足しており大変だなどころもあります。だからといって、福祉分野の私たちもただただ黙っているわけには行きませんので、委員の先生方のお知恵やアイデアも出してもらって、少しでもより良い会にできればと思っています。限られた時間ではありますが、よろしく願いいたします。

事務局（司会）

協議に先立ちまして、委員をお願いしております各機関の人事異動や役員交代に伴い、当協議会の委員の変更がございましたので、ご紹介をさせていただきます。名簿の方をご覧いただきまして、名簿上から12番、近江八幡市デイサー

ビスセンター連絡会の西村敬子委員が離任され、井上雅弘委員にご就任いただきました。新しくなられました委員の任期につきましては、前任委員の残任期間となります。およそ半年となりますが、よろしくお願いたします。

それでは、次第の3に移らせていただきます。近江八幡市介護基本条例第14条第2項の規定により、協議会の議長は会長が務めることとなっております。会長よろしくお願いたします。

会長 近江八幡市介護基本条例第14条第2項により、議長を務めさせていただきます。議事の進行につきまして皆様方のご協力をお願いいたします。では、最初に事務局から、委員の出席状況について報告をお願いします。

事務局(司会) ご報告いたします。
総合介護市民協議会の委員数は17名であります。既に事務局へ欠席の報告をいただいている委員は柴田委員、高田委員、中村委員、高橋委員、西川委員です。ただいまの出席委員数は11名です。
従いまして、近江八幡市総合介護協議会基本条例第14条第3号の規定による、定足数である過半数を超えておりますので、本会は成立していることを報告申し上げます。

会長 はい、ありがとうございます。
ただいま事務局より本協議会は成立した旨報告がありましたので、次第に基づいて進行の方を進めていきたいと思っております。
本日は議事が2点ございます。それでは、審議事項につきまして、議事の一つ目、各サービスの見込量及び介護サービスの充実に向けた整備計画(案)について事務局から説明のほどよろしくお願いたします。

事務局 お手元の資料の中で、資料1と書いているものをご覧いただきたいと思っております。各介護サービスの見込量および介護サービスの充実に向けた整備計画(案)の資料になります。今後の介護事業の見込みにつきまして、人口動態より勘案しております。
総務省は敬老の日の18日に合わせて65歳以上の高齢者の推計人口が3623万人で前年と比べて1万人減少したと発表いたしました。
比較可能な1950年以降で初めて減少しておりますが、総人口に占める割合は29.1%と過去最高になりました。高齢者人口の減少は、第一次ベビーブーム、1947年から49年生まれの世代が70歳代半ばを迎え、死亡者が増えていることなどが要因とされています。一方で総人口1億2442万人も前年から54万人減ったことから、高齢者の割合は上昇しております。
国立社会保障人口問題研究所は、第二次ベビーブーム1971年から1974年生まれの世代が65歳以上となる2040年には、高齢者が総人口の34.8%、3928万人に昇ると推計をしております。
第1次ベビーブーム世代が2022年から75歳を迎え始めたことが要因で、10

人に1人は80歳以上となったことが発表されたところでございます。続いて、近江八幡市に置きまして、今後の本市の総人口を推計をいたしますと、この計画9期計画の最終年度中期計画の最終年度の令和8年度には人口は8万1178人、65歳以上人口が2万3007人、高齢化率28.3%、75歳以上人口が1万3570人、後期高齢化率16.7%になると見込まれます。

令和6年度以降に総人口が減少見込になりますが、要介護認定率が急上昇する80歳以上の人口は、令和5年7月末時点での人口統計を反映したところ、令和15年2033年にピークに達し、その後減少、横ばい傾向になる見込みとなっております。令和4年の12月末の年齢構成別での要介護認定率を見ると、65から69歳は2%、70から74歳は3.9%と5%に達していませんが、認定率は年齢とともに増加をしており、特に85歳から89歳では39.6%と、4割弱となり、90歳以上では70.6%と7割を超えております。

県・全国と比較をすると、すべての世代、年代で、滋賀県、全国よりも低くなっております。2ページの下段をご覧ください。高齢者数、高齢化率の長期推計において、令和5年7月末時点での人口統計を反映させた予測となり、2030年以降は5歳5年刻みとしておりますが、要介護認定率が急上昇する80歳以上の人口は、およそ10年後の令和15年、2033年にピークに達し、その後減少横ばい傾向となる見込みとなっております。一方で、今後の要介護・要支援認定者数を推計すると、65歳以上人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者数は年々増加をし、本計画期間の最終年度の令和8年度には3596人、認定率15.3%となり、17年後の令和22年(2040年)にピークに達すると見込まれます。国が整備を推進する地域密着型サービスについて、のところですけれども、人口動態から令和15年(2033年)で80歳以上の介護需要がピークに達し、その後減少していくことが見込まれているところです。また、高齢化率の増加を反映し、高齢者全体の介護需要がピークアウトするのか、令和22年(2040年)と見込まれる本市においては、国のモデルである真ん中の傾向2に当てはまり、大規模な施設整備を図るのではなく、状況に柔軟に対応可能な地域密着型サービスの整備が望ましいと言われております。今後は中長期的な状況、令和15年に要介護認定の8割を占めている、80歳以上の介護需要がピークに達し、その後減少するが担い手不足も進むという状況を踏まえた上で、介護サービス基盤について市内の各圏域のサービスの充足状況やニーズを勘案しつつ、第9期介護保険事業計画の中での整備の必要性について、新たなサービス整理に限らず、既存の施設事業者のあり方を含めて、国のモデルを参考にしながら、近江八幡市としての持続可能なサービス体制を構築していく必要があると考えております。

次に事業所調査、参考資料2になります。市内に事業展開をされている確保に対しまして、近江八幡市内で、令和8年度までに新たにサービスを展開したいと考えているサービス見込を調査しました。

その結果、居宅介護支援事業所が1件、訪問介護が3件、訪問リハビリテーションが1件、通所介護が2件、介護小規模多機能型居宅介護が1件ありましたが、全て開設時期は未定との結果でした。

また、職員の人員およびその過不足につきましての調査結果では、介護職員の

不足が最も多く、ついで訪問介護職員の不足が生じている結果となりました。次に施設整備についてですが、各サービス稼働状況、参考資料は1になります。グループホームの待機者数は一定数おりますが、減少傾向となっております。この待機者数につきましては、毎月事業者様からの報告をいただいておりますが、数の報告になっておりますので、有資格者の状況や、入所の必要性、順番が回ってきたときの、入所保留されているかどうかにつきまして、この8月に詳細な調査を実施いたしました。待機者の入居の必要性につきましては、入居でなくても在宅サービスでの対応が可能との回答が約6割を占めておりました。待機期間が1年以内とされている回答が約6割を占めておりますが、順番が回ってきたときに、拒否されたり、保留されたり、または、連絡がつかないケースがその中の約5割を占めている結果となりました。今回の資料には掲載していないのですが、グループホーム利用者の1年間の動態をつかむために、令和4年の4月に利用された方と、およそ1年後の令和5年6月に利用された方の請求の実績を確認しました。令和4年4月には、利用されていないと、およそ1年間に利用開始された方が41人、逆に、令和4年4月に利用のあった方が、令和5年6月には利用されていない方が42名と同数の入退去がある状況となっております。また原因については資格状況を確認しますと、お亡くなりの方が74%と最も多く、ついで特別養護老人ホームへの入居が14%となっております。続きまして、令和4年度の近江八幡市に在住されている65歳以上のお亡くなりになられた死亡者数は、およそ870人であり、特別養護老人ホームやグループホームの入所者・入居者が110名を占める結果となり、その数が令和4年度の1年間の入所・入居の入れ替わりの対象となる数となります。また、各サービスの稼働状況、参考資料1ページになりますが、通所系のサービスの稼働率、看護を含めた小規模多機能型居宅介護の登録定員の状況にはまだ空きがある状態です。次に有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅につきましては、入居される高齢者の生活の質を確保するために、適切なサービスの提供や、事故防止など、サービスの質の確保の観点から、第8期の計画と同様に4要件を整備の条件といたします。

一つ目は、サービス付き高齢者向け住宅については、特定施設入居者生活介護の指定を受けない場合には、住所地特例の対象施設となるよう、事業者の選択による四つの生活支援サービスのうち、一つは実施をすること。

二つ目、特定施設入居者生活介護の指定を受けずに、外部サービス利用型のサービスを提供する場合は、介護保険法に基づく定額制の介護保険サービスを提供する事業者を、1ヶ所以上併設または連携をすること。これらは要件1と同じく住所地特例の対象施設とならなければいけない。

三つ目に、貸主または管理者は賃借賃貸借利用契約の場合においては、一般財団法人高齢者住宅財団の家賃債務保証制度に関する基本約定を締結し、低所得者に配慮すること。

そして四つ目に、市が派遣する介護相談員を継続的な受け入れを行うこと。

これを四つの整備の条件とし、該当する場合には整備をしていく方向で考えております。

次に施設・居住系サービスについてです。

令和4年度に介護老人福祉施設90床、地域密着型介護老人福祉施設29床、短期入所生活介護10床、認知症対応型共同生活介護9床の整備を実施しております。現在の稼働状況や人員不足の状況も考慮し、新たな整備を行う必要がないと考えております。

また、介護老人保健施設につきましては、令和5年6月の利用分の給付明細で入所期間を調査し、令和5年1月から令和5年6月までの入所が、全体数233人の62%、145人。施設市内の施設の利用が全体の77%（179人）占めておりました。この一定期間で、在宅から、または医療機関退院後の入所が可能な状況と判断しております。

次に在宅サービスにつきましては、今後3年間の給付費利用の伸びを考慮していく必要がございますが、現在の稼働状況、人員不足の状況を考慮し、新たな整備は必要ないと考えております。次に参考資料3になりますが、介護サービス見込み量の自然推計についてより介護ニーズの高い後期高齢者数の増加を反映し、今後各サービスの給付費および利用回数は増加傾向になっております。介護サービスの見込み量の算定やそれに基づく介護保険料の推計にあたりましては、今後、詳細が確定していくこととなりますが、国の地域包括ケアシステム「見える化システム」をもとに行っております。

その手順は次のページの通りです。

まず一つ目に、令和3年度から令和5年度の第8期計画期間中の給付実績を整理いたします。次に、令和6年度から令和8年度までの3か年の人口を推計します。また、男女別年齢別要支援要介護度別の認定率をもとに推計をいたします。三つ目に施設居住系サービスの見込み量の推計については、介護老人保健施設など施設居住系サービスの利用者を現在の利用状況や、施設等の整備予定をするのかしないのかを参考に推計をいたします。四つ目に介護サービスの見込量については、施設居住系サービス利用者を除く方が、在宅サービスを利用されるということで、そこに実際のサービスを利用されている受給率をかけて推計をいたします。そして最後に、利用者数の推計に、サービス別介護度別の1人当たりの給付費実績からの推計をかけて、推計をし、令和6年1月に出される予定の報酬改定率で調整を行い、65歳以上の保険料の設定をするという流れとなっています。給付実績の整理につきましては、令和5年9月の人口や給付実績を勘案していくこととなりますので、今現時点ではまだ時期が尚早ですので、次の第4回の市民協議会ではある程度の形ができてくるのだらうと思っております。そして次のページになりますが、第9期の計画体系、前回の市民協議会であげさせていただきました、体系の中の介護人材の確保育成の実現に向けてというところで、お手元の資料第9期計画体系で掲げた基本目標のうち、4つ目の介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備に掲げております、介護人材の確保育成については、次回11月27日に開催させていただきます、第4回目の総合介護市民協議会で、素案を提出する予定となりますので、それに向けての人材確保策につきまして、今年度までの本市の取り組みや、成果について説明させていただきまして、第9期の計画での取り組みについて、委員の皆様

様のご意見をいただきながら、全てが実現できるかわかりませんが、素案の参考にさせていただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

それではA4用紙横型、クリップで返信用封筒がついている資料がございますのでこちらをご覧ください。初めに掲げておりますのは前回に協議をさせていただいている、基本目標4の介護保険を始めとしたサービス基盤整備について合意をいただいているところですが、その中の④介護人材の確保育成について、説明をさせていただきたいと思っております。この5月に実施いたしました事業所様あての調査の結果の概要ですけれども、近江八幡市内に所在する事業所の職員の過不足状況につきましては、66.7%の事業所様が、職員が不足をしていると回答されました。

次のページになりますが、職員不足の理由については、採用は困難であると回答されたのが、全体の66.7%になっております。その下、ですね。

出典は令和2年度の介護労働実態調査を参考に出していますが、全国で見てもこの採用は困難であるというのが、近江八幡市、国を見ても突出して高くなっている状況です。次のページになりますが、本市では、複雑化、多様化する介護ニーズに対応できる人材の育成とサービスの担い手である人材の確保・定着促進の取り組みの事業を行っておりまして、介護に関する入門的研修を例年、続けております。参加者は20名から30名程度で推移をしております。

この効果については、介護に関する入門的研修では、これまで介護との関わりがなかった方や、介護未経験者が介護の業務に携わるうえで必要な基礎的な技術を習得することを目標として実施をしております。介護現場で就労する上での一助となっていることや、在宅介護に対する不安の解消に役立てることができました。参加者の属性につきましては、60歳を超えられない方が半数を占めておられます。参加のきっかけの多くは、家族介護が理由として参加をいただきました。受講後については、7割以上の方が介護へのイメージが良くなったと回答されました。またこの研修をして、8割以上の方が介護分野に興味や関心を持たれています。研修内容につきましては、どのように役立つのかに対しては、親や家族への介護が最も多い結果となりましたが、介護に関する資格やボランティア、介護業界の就職、転職を考えられた方も一部おられました。

研修を通して、介護の仕事について自分でもできることがあるのではないかと考えられる感じられた方が、研修を通して8割に上りました。実際にこの研修を通して、翌1年後に受講者の方が、どのような行動の変容に繋がったのかを調査をしております。受講者の受講後の行動変容につきましては、介護分野での就職説明会の参加や、介護な資格取得、家族介護をする中で必要な基礎知識や技術を習得することに繋げることができまして、6割近くの方が、次の研修の参加をしたいと声をいただいております。次のページの文章は長いので省略させていただきますが、参加者の声として挙げさせていただきます。次の研修で希望されるテーマとして、基礎的な研修を超えて応用的な研修をぜひ参加したいということで、人気がある研修となっております。毎年、1回2回させていただくことになっております。次のページになりますが、このような結果を受けまして、今年度、下半期に入門研修の応用編を開催するために、講師の先

生と調整をしているところです。次に、高齢者の在宅生活の充実を図るために、市内の介護サービス事業所で働きたい介護職の方や看護師の方の確保を目的に、滋賀県介護福祉人材確保緊急支援事業費の補助というものがございまして、それを活用し、近江八幡市独自の職場説明会を開会し、確実に市内施設への就職に結びつけるために、下の事業を実施しています。事業名は合同職場説明会・面接会ということで毎年1回させていただいております。参加者は28名程度です。採用の方は、多い年で10名ぐらいのときもあったのですが、2名4名程度になっており、効果としては、令和3年度は9法人18事業者と共同で開催をさせていただきます。28名の参加。うち2名の採用の結果となりました。令和4年度は新たに4居宅介護支援事業所を含めた開催をし、13法人30事業所と共同開催し、参加事業所、採用者数ともに増加をいたしました。今年度は10月7日土曜日に実施予定となっております。一昨日24日の土曜日に開催いたしました、この入門研修の受講生にも、参加に繋がるよう働きかけを行いましたので、ぜひ参加をいただければと考えているところです。次のページになりますが、合同職場説明の参加者の属性を挙げさせていただいております。70歳以上でも雇用が可能であるということを明確にチラシにどのような仕事を希望されているかというのをわかりやすくお知らせさせていただいておりますが、実際には50歳代の参加割合が一番多いという状況となっております。次のページになりますが、人材不足を補う目的で、市内の事業所の方の外国人材の受け入れを促進し、介護人材の確保を図ることを目的に、令和2年度より補助制度を創設し実施をしております。事業名は、外国人介護人材受入支援事業補助金ということで、令和2年度から今年度に至るまで、2名から3名程度の対象の方が採用されておられます。今年度につきましては、既に3名採用が決まっておりますが、その他に4名問い合わせが法人さまからある状況です。5月に実施をしております事業者の調査の結果から見ると、幅広い人材の対応状況として、採用したことがある人材は60歳以上のシニア層が7割以上と最も高く、次に子育て等の勤務時間に配慮を要する方が5割、障がいの方が3割となっております。今後も対応予定がある人材については、子育ての勤務時間を要する方が7割と最も高く、次いでシニア層の6割、障がい者、外国人材が2割と続いております。次のページになりますが、総務省の労働力調査によりますと、仕事をしている高齢者は19年連続で増加をし、2022年には912万人と過去最高を更新いたしました。就業者全体の割合は13.6%で、仕事をしている方のおよそ7人に1人は高齢者であるという現状でした。この文書は高齢者の就業労働力調査より抜粋しておりますが、65歳から69歳、70歳から74歳の就業率が過去最高、日本の高齢者の就業率は、主要国の中でも高い水準、高齢雇用者に占める非正規の職員従業員の割合は7割以上、医療福祉の高齢就業者は10年前に比べ2.7%、2.7倍に増加、高齢の就業希望者のうち、希望する仕事の種類は、男性は「専門的・技術的職業」が最も高く、女性は「サービス職業」が最も多い、そして高齢者の就業率は男性が山梨県、女性は福井県が最も高い、ということが挙げられました。これらの調査や、市で実施しました調査を参考にし、外国人介護人材運営支援事業補助金事業の継続実施や、元気高齢者や、子育て世代の取り組み全体

的な労働力の取り組みや、障がい者の福祉就労や介護ロボットなど、ICT活用を支援と考えられますが、それ以外にもご意見やご提案がありましたら、10月の6日金曜までに郵送により提案をいただければ、思っております。11ページに取り組んでほしい内容や、効果やメリットについて、ご意見がいただけるとありがたいです。そこに書いていただいて、ご提出をいただければと思っております。以上になります。

会長 ありがとうございます。それではですね、ただいま事務局から説明をしていただいたのですが、この件に関しまして、質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

はい、委員お願いします。

委員 最後に、本当に人材の確保というのは、非常に困っているところでありまして、介護人材の裾野を広げるという意味で、生産労働年代の人たちだけではなく、やっぱり元気高齢者等々ですね、この分野の力にしていく必要があるということで、最後は委員の皆さんから意見を聞いてですね、生かしてしていきたいというのは、非常に良い提案をいただいたと思います。ありがとうございます。質問といいますか、資料で申し上げますと、参考資料の1、これについてちょっと愕然としたのですが、この4ページでございますが、第8期、ちょっと1年遅らされたのですかね、整備について、広域の特養と地域密着型一体型の整備ということで、近江八幡市としてはそれだけ必要ということで、119床ですか。必要ということで、公募されて、決まりました。それは非常に良かったと思うのですが、これ、今年の9月7日時点で見えていますと市内の方よりも、他市の入所の方が非常に多いという状況、しかも広域型では、稼働率は50%ということですよ。これはやっぱり国の一つの方式に基づいて、必要量は出しておられると思うのですが、ちょっとここにはやっぱり課題が残っているのではないかなと思うわけです。我々としても、これができたとき、職員がそちらの方に行くのではないか、地域の事業者の不安もありました。事業所自体もこんな稼働率でしたら、懐の深い法人さんなので潰れないですが、普通でしたらこれ潰れます。そういった部分、ちょっとここは行政の見積もりの甘さというかね、一つ責任があるのではないですか。それは問いませんが、今後の課題にはしていただきたい。まずこういう状況になったのか、今補助金もらおうと思ったら、ユニット型で毎月1人10万ぐらいはおそらく必要だと思うのですね。そういう負担があるので、結局入りたいけれども入れなかった、市内の方がね。それか、実際にニーズがなかったのか、その辺の分析とかはされているのかどうかというのはお聞きしたいと思います。それともう1点ですね。待機者の状況で、要介護1 要介護2が非常に多いわけですけど、これは一応特例入所の対象にはなっていないわけですから。ここで、この理由ですね。基本的にこれやむを得ない理由というものを把握しておられるかどうか、ちょっと要介護1、要介護2の待機者の人たちの申し込みの理由というものが何かというのは、少しちょっと分析し

ておられたら教えていただきたい。

会長 よろしく願いいたします。

事務局 ご質問ありがとうございます。1点目、新しく8期で整備を行った後の稼働率の低さの要因分析なのですが、お配りをしております参考資料2、A4横の用紙になりますが、法人ごとの不足、介護職員数を挙げさせていただいております。法人が1から9まである資料の法人1なのですが、その法人1ですが、不足する介護職員数ですね。10名あがっているのがわかるかと思うのですが、これが新しく施設を建てられた特養さんの不足人員となっております、ニーズはあるのですが、施設基準上の職員は満たしてはいるのですが、それを十分に補う、回せるだけの職員の確保がまだ不十分だということだと考えております。

委員 それでいうと他市の入所が28人となっていますので、そのところを説明していただきたいと思います。

事務局 本市よりも他市入所が多い理由ということでしょうか。

委員 本市の入所者が少なくとも半分以上となっているのが常識で、計算が正しかったと思えるのですが、全然違う数字になって、確かに住所地特例や施設整備を国の交付金なので、市としては負担がないかもしれないですが、市民は納得できないということはあるのではないですか。その説明をいただければと思います。

事務局 ありがとうございます。確かにご指摘いただいたように、近江八幡市に建っている施設ですので、たとえ広域型であろうとも、というところでのご意見と申しますけれども、ただ、広域型なので、国からの補助金をいただいている以上、近江八幡市民だけでは地域密着型になってしまうというところではあるのですが、ただ法人様の方に私の方から他市の方を多く受け入れているのかについて確認をさせていただきたいと思います。それともうひとつご質問いただきました、待機者の介護度別については、私の資料はちょっと自分が綺麗にできてなかったなと反省しているのですが、これが特養の待機者ではなくて、グループホームの介護度別に前のページから続いているものとなりますので、グループホームの待機者を調査した中での介護度についてということになります。

会長 委員、よろしかったでしょうか。

委員 はい

会長

その他委員の先生方よろしかったでしょうか。

委員 質問ですが、通所介護と小規模多機能に関しては空きがある状況です、というのが資料1の4ページにあります。職員不足というところもかなり介護の部分で回答があったのですが、これは、職員がいないから受け入れができなくて空きがある状況なのか、ただ空いているだけということなののでしょうか。

事務局 ご質問ありがとうございます。毎月事業所さまに空き状況について調査をさせていただいており、結果としてどれだけの空きがあるのか、登録者数とかに対して空いているのかというところで、空きがあるという判断をしています。それが、それとは別に毎月ではありませんが、定期的に施設様のところに行かさせていただいており、他の法人様になりますが、小規模多機能の方で、新しい特養が建ったことで、介護度の高い方が特養に流れているところもあり、利用者の方が、動いている、新しい施設が建ったことで、小規模多機能の運営が厳しくなっているというご意見をいただいているところもあります。利用者の確保が難しいところと、従業員さんの確保それぞれが、難しい状況にある事業者様もございました。

会長 よろしかったですか。はい、両方ということですね。ご指摘のあった両方が厳しい状況にあると理解してもらえばという形ですね。よろしかったですかね。

委員 はい。

会長 そのほか、どうでしょうか。

副会長 私からも、質問させていただきたいのですが、先ほど委員から言われたところ、地域の特養に関しては、結果的にフル稼働していないと理解したらよいでしょうか。人材確保が十分じゃないから稼働している割合が50%前後で、今押さえている状況ですか。

事務局 受け入れられない状況だと判断しております。職員数が足りないということです。

副会長 ということですので本来職員が確保されれば、もう少し積極的に受けていけるけれども、既に人材の確保が十分できない状況で定数よりはもう半分ぐらいの割合で稼働させているから、どうしても最初に入所希望を受け入れてきた順番と、施設の中で優先順位をつけていく中で、先ほど言われたように、近江八幡市の割合が低くなっているというように理解すればよいでしょうか。

事務局 どのように優先をつけられているのか把握はしておりませんが、全体として空きがあるというのは、さばけない状況だと判断しております。

副会長

はい、そこを一度整理された方がいいのかなというのと、地域密着型は近江八幡市の人を必ず受けなければいけない枠なので、ここは優先的に入られている分、きっと広域の部分がどうしても比率が下がってしまっている、というように思いますが、少しこの辺は事業所の方のご判断や方向性を含めて、また次回にご意見をいただくと、先ほど言われた村井委員が言われているのと、近江八幡市の住民の方にとっての利用というのはどうなのか、事業所側の方が感じているものも含めてご紹介していただくと、今後に反映できて、まだ10年先ぐらいですね、人口動態から考えると10年先までは高齢者が伸びていく、特に後期高齢者が伸びていくので、これからニーズはまだまだあがっていくので、この部分を少し改善されていかれえるための取り組み、ないしは、その方向性みたいなものも計画的なものをもって取り組んでいただく、ということが大事かなと思いました。あとこの項目で、私ももう一点。意見というか感想なのですが、同じ参考資料1のですね、通所リハが令和3、4年からもう一番伸びているのですね。他の地域でも同じことが言えます。短時間デイ、リハビリを中心としたデイケアみたいなのが、通所リハの中でニーズが伸びてきていて、逆にデイの二極化がされてきているような感じです。団塊の世代の方々が後期高齢者になってきて、そういう短時間のショートリハビリを使うようになってところでは、このままどういふふうに移っていくのか、まるめられてるのですね、在宅サービスについては新たな整備が必要ないだろうとの意見で、資料1に関しては、記述がされているのですが、本来ニーズが高まっているところ、小規模多機能型の看護付きの看多機と言われている部分であったり、通所リハでは、どの地域も伸びている、希望が多いというところがありますので、現状に応じてはその辺は臨機応変に少し考えていかなければいけないかと思います。前からね2025年問題も団塊の世代が75歳以上になられると、デイサービスを使うのですが、今までのデイサービスは使われないし、要求が変わってくるのだらうということで、そういったところに、事業所側も意識してシフトしていかないといけないので、事業所に向けた研修会とか、利用者ニーズも検討していただくようなことが、今後サービスの切り替えみたいところで2025年から2040年に向けてというところでは、切り替わっていくかなと感じていますので、検討いただければと思います。

事務局

ありがとうございます。補足なのですけれども、新しい特別養護老人ホーム様は、人員不足であることの認識をさせており、外国人の方を10名程度採用する計画を立てられているということが1点、ご指摘、質問のありました、通所リハビリテーションについては、県の指定になっておりまして、指定権者が異なりますが、コロナ前からの利用実績を調べておりますが、特徴としては、令和元年から令和2年度までは利用者が多かったのですが、3年度以降に下がってきて、令和5年度にまた少し回復しているなというところがあり、利用実績としては、まだ令和5年度の上半期に半分程度しか見れないのですが、今後どうなるか動向を見ながら、計画におととしていきたいと思っています。

会長 ありがとうございます。そのほか、委員の先生方、いかがでしょうか。委員、お願いします。

委員 もう一点、参考資料 1 の 2 ページですが、本当にこれから健康づくり、県も健康しがということでされていますが、滋賀県内は結構認定率が低いということで、前回も見せていただきました。今回の上の表っていうのは、おそらく、要支援要介護認定の数字だと思うのですが、前回ちょっとお話ありました、要するに、認定を受けずに、総合事業の方に回っている人がいるということで、要するにこの差が出てくると思うのですが、近江八幡市の取り組みとしてすごいと思うのは、総合事業について保健師さんとか頑張っただけで、今行きましたよっていうものをたくさん作ってこられて、その数字は、今までいただいた資料で見ていると、突出して近江八幡市では結構やっていたいていると思うわけですが、その各学区別とか町別に、整理したものはありますか。全体では確かに多いというのはわかりますが、進んでいるところと進んでいないところがあるのではないかなと思います。そういったちょっと低いところは、今後頑張ってもらわないといけないわけですし、そういったものを整理ができており、あれば、非常によいことだと思いますので、委員の皆様方に配布いただければと思います。

事務局 長寿福祉課です。おっしゃっていただいた地域の通いの場について、いきいき百歳体操は、かれこれ 10 年以上、各地域で立ち上げていただき、現在 115、6 ほどまで増えてきています。いきいき百歳体操以外にも、地域には、ふれあいサロンとか、いろんな住民の方が行ける場所というところで、学区ごとに見ているものはあります。5 年前のデータですと、人口 10 万人あたりで、桐原学区が少なかったかなという状況ですけど、今年度の状況見ていると、一定の数の方、桐原学区も、いきいき百歳体操がたくさんできている状況ですし、全体としては数があがっています。ただ、週 1 回通える場というところで見いきますと、なかなか、住民さんで、それだけ会場をあけるとかの負担があったり、運営する方の人材も高齢化してきているというところで、次の成り手がなかなかいないというところで、月 1 回ぐらいいいですが、週 1 のペースは難しいという状況です。資料については、後日準備させていただいて、ご提示させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。総合事業は、本当に近江八幡市の財産みたいなもので、突出してやっているというところがあって、委員からも頑張っている、財産だとおっしゃられましたが、本当にその通りだと思います。確か私ね、初めて会長をさせていただいた、まだよくわからない頃に、どうやって、総合事業を作っていくかっていうふうな市民協議会中心に検討をしたことがあります。事業所代表の方はもちろんだったのですが、民生委員児童委員の代表の方、健康推進協議会の方、あとは介護相談員の方、老人クラブの方もそうでした、

公募委員の方も、熱心にワークショップ形式で、事務局の方も力を合わせて、意見を出していただいて、やっていこうということで、力を合わせて出した記憶があります。あのときに一生懸命、とりあえずやればよいという会ではなく、主体的に意見を出していただいて、いいものが作れるように頑張れたということがよかったなと思います。またそれを継続しているということですね。ひよっとしたら、2、3年たったら終わりかなと危惧していたのですが、続いているというのも事務局もそうですし、委員の方々、出身母体もそうですが、事業者さんも力を合わせてやってきた財産だと思っていますので、こちら折角ですので、学区別など、詳しく分析するともっといいものになるのかなと思って聞かせて頂いていました。委員の皆様、本当にお疲れ様でしたと思っています。委員、ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

委員 細かいことですが、相談員の立場で、参考資料の4ページ、施設整備の4項目に市が派遣する介護相談員の継続的な受け入れをすることと入れて頂いております。現状、コロナ禍もだいぶ収束化しているのですが、我々の活動がいまだに3分の1程度再開ができていません。そのあたり、また行政からもよくお話をいただき、我々相談員も活動がないといろんな意味で、モチベーションを保つことが難しいです。そういったことを踏まえまして、行政側のより一層の事業所に対する説明をいただければと思います。

会長 事務局のほう、いかがでしょうか。

事務局 介護相談員の事務局を介護保険課がしておりまして、介護保険課も施設については、訪問再開をしていただくように、個別にも連絡をさせていただいておりますが、行政として、介護保険課として、介護相談員の継続的な受け入れをしていただけるようなことや、役割についても、広報をしていきたいと思っております。

会長 こちらもね、財産ですよ。こちらの方もよくしていく、介護の専門職ではない、一般市民の感覚で入って行ってということで、すごく効果もあったというように理解しております。私も知らなかったのですが、こんなところに要件に入っていたというのが、長い間委員をさせてもらっていますが、知りませんでした。本当に機能してもらいたいと思っておりますので、ぜひ市からの働きかけ、継続してよろしく願いいたします。その他、いかがでしょうか。

委員 資料1の3ページのところなのですが、介護認定者数のところで、認定者数は年々増加ということになります。実際増えてきている現状になり、今年度については、認定調査員さんで全調査をされているということで、昨年度一部協力させていただいて、ということもあったのですが、実際今ですね、今日申請をしました、認定調査日はというと、2週間3週間ぐらい先しか取れないという状況で、増加に対応して調査員の数もまだ不足という、回っていない状況にもなるのかなというようになると思いますし、これからますます増えてくるとすれ

ば、調査員さんもどうなっていくのかなと思います。早く認定を出していただきたいのですが、1か月半、2か月近くかかっている方もおられまして、どうかなと思いました。もう一点、その下の地域密着型サービスについてというところで、先ほどの人材不足ということがありますが、現状小規模多機能型の事業所なのですが、登録数いっぱいまで人材不足のためにとれない。結構、サービスの訪問・通い等多岐に渡って、一日何回も訪問しないといけないというところもあり、なかなか、きちりとした適切なケアをと思うと、登録数が取れないというような実情なのかなと思います。結構聞いていると、管理者も一緒に入って夜勤ばかり10回やっているというようなことも聞きますし、かなり深刻な事業所もあるのかなと思います。

今後ですね、地域密着型サービスというところが、よりどころにもなってくると言われているところもありますし、市内全域、登録の方がいらっしゃるという状況なので、もう少しそのあたりも、動きやすく、登録者数もいっぱいとりけるような事業所整備も本当に望んでいるところかなと私たちも思っています。

会長 ありがとうございます。

事務局 介護保険課です。訪問調査員のことにつきまして、なかなか人材確保に苦慮している状況であり、採用になっても即一人で調査というところで育成に時間がかかるということもありまして、人材の不足を感じているところですが、やはり認定結果につなげないといけませんので、今いる人材の中で努めて、即早く結果がでるように努めたいと思います。また、市外については、そこに行くまでの時間を要するというところもありますので、市外についてはできるだけ外部委託もしながら、調査の件数を今いる人材だけではなく、外部委託をしながら早く調査結果を出すようにしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

会長 よろしかったですかね。はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。会長として意見は言っただけですが、せっかくなので、こんな機会なので、自分がこれ会長をしているときに、この整備計画、積算、稼働率が今半分というところで、自分がしょうといた記憶があります。このときね、やっぱり作るときには、委員がこれどうなっているか言われましたけども、人材不足大丈夫ですと太鼓判を押して、計画書を見せてもらった記憶がありますが、夢のようまでは言いませんが、問題ないですという形で、しかも、法人のある現在の本拠地から引っ張っていきますということで、近江八幡市の介護人材を新たに募るといことはしないですという説明を明確に聞いて、それはいいですねということをお自分が言った記憶あるのですが、何だったのだろうか、少し思ったりして、私も見込が甘かったのだろうかと思って反省したりしながら聞いております。あと、委員も少し言われましたけども、市内のところが高いところがあるのですが、いくつかの特養の入所のガイドライ

ンを見せてもらったときに、ポイントの中に、市内在住、次が滋賀県在住、それ以外、ということで、何かポイントをつけると思うのですが、先ほど事務局から確認しますってことを言われたので、そういうところの入所ガイドラインのところ、まったく同列に扱っているのか、加点が近江八幡市在住のところ、少し加点があるのかなどを含めて聞いてもらったら、加点がされての結果であれば仕方がないのかなと思ったり、そちらを含めて確認してもらえればと思います。申し訳ありません。感想です。

ものすごく審議してもらえてありがたかったのですが、審議事項ですので、進めさせていただいてよろしいですか。では、こちらの議事の一つ目、各介護サービスの見込み量及び介護サービスの充実に向けた整備計画（案）ということで、こちらですね、方向性ということで、もちろん、人材不足とか、稼働率アップということで考えていくということでの提案になったと思います。また事情によって変更していくということもあるかと思いますが、大きな方向性として、こちら資料 1 にある提案でよろしければ挙手のほどお願いいたします。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。満場ということで審議していただきました。ありがとうございます。では、議事の二つ目に移りたいと思います。

地域支援事業（在宅高齢者の紙おむつの支給事業）の財源につきまして、事務局から説明のほどよろしくお願いいたします。

事務局

長寿福祉課です。よろしく申し上げます。

それでは本日当日配布資料とさせていただきます、在宅高齢者紙おむつ支給事業の概要という部分をご覧くださいと思います。

まず資料 1 頁の上段をご覧くださいと思いますが、本市の在宅高齢者紙おむつ支給事業の概要は、事業の目的として、在宅で介護を受け、家族介護用品を使用している要介護者等に対し、家族介護用品を支給することにより、その家族の経済的負担の軽減を図ることを目的としております。

また対象者につきましてはこちらに書いてありますが、要介護認定の要介護 1 以上のもので、その他諸要件を満たしたものに、現物支給という形で実施しております。この事業の財源につきましては、地域支援事業任意事業を財源としておりまして、内訳はこちらの資料に書かせていただいている通りで、国県市、一号被保険者の保険料 23%ということで、分担して負担をしておるというような財源でございます。しかし、その地域支援事業について、下段にはなるのですけれども、国の動きとしまして、資料 1 ページの下段の平成 27 年に出ている通達なのですけれども、地域支援事業における任意事業の家族介護支援事業のうち、介護用品の支給に係る事業については、国の地域支援事業充実分に係る上限額の取り扱いおよび任意事業の見直しについて、原則として任意事業の対象外とした上で、平成 26 年の時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとした、ということが出ております。

原則としても事業地域支援事業から外すという通達が出ておりますが、一旦激変緩和措置ということで、次の資料の 2 ページになるのですけれども、出てお

ります。一旦そのようなお考えを示されたのですけれども、平成30年の通達、ここでは30年度から令和2年までの3年間は、事業の継続実施が可能であるが、その間に廃止、縮小継続を検討していくというところで、国の方も示しております。国の動向3につきましても、こちらに書かせていただいた通りなのですけれども、これまでの経緯を踏まえつつ、任意事業における介護用品の支給について、令和3年4月からは第8期介護保険事業計画期間において下記の通り取り扱うこととするというところで、当市は、①は該当しておるのですが、対象期間は令和6年3月31日と、来年3月31日まで8期の期間中ですね。そちらの部分につきましては、地域支援事業での任意事業実施を認めるということを示しております。留意事項のところなのですけれども、このような取り扱いにつきましては、例外的な激減緩和措置であることを踏まえ、他の事業との優先順位を勘案した上で、市町村特別給付等への移行と、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止縮小に向けた具体的方策について、引き続き検討すること、というところで、留意事項に記載されています。

次の3ページ上段ですけれども、こちらは本市の現行制度の利用状況というところで、令和5年8月末現在の介護度の分布の割合が要介護2の方の利用が多いです。事業費につきましては、この3のグラフになるのですけれども、令和3年に1700万円代、令和4年に1600万円代と減少しているのですけれども、年間の利用者数としては大体3400、3500人、延べですけれども、利用があります。というような状況ではありますけれども、現在の地域支援事業任意事業の財源での活用という部分が、今年度で終了してしまう場合があります。そうなった場合の財源っていうところを事業継続するにあたって見つけなければならないというところで、今考えられる財源の種類としましては、こちらの3ページの下段の資料になりますが、4つ示させていただいております。左から市町村特別給付、保健福祉事業、現在しております地域支援事業の任意事業、一般財源事業がありますが、左から三つ目が使えないというところになる可能性が高いというところと、右の一般財源につきましては、市の負担が100%になるというところ、また税収等の影響も受けやすく財源として不安定があるというところから、財政当局と話をさせていただいております。そこで本市の方向性として、4ページご覧いただきたいのですけれども、たちまちですね、この経過措置がこのまま継続するという見込みであれば、これまで同様、地域支援事業任意事業による給付を継続したいと考えております。もし経過措置が終了する場合には、先ほど財源の種類のところにもありましたが、市町村特別給付または保健福祉業務による給付というところで、検討を進めていきたいと考えております。対象の要件につきましては、いずれの財源についても現行通りの対象者でまずは考えたいと思います。支給方法につきましても、移動が困難な方への配慮及び適正な給付を図るため、現物給付方式を維持したいと考えております。その他社会情勢、それから市町村特別給付、保険福祉事業になりますと、1号保険者の保険料100%の財源になりますので、少なからず、保険料の影響というのが出てきますので、影響を考えながら、適宜事業評価および必要に応じ

て事業内容の見直しを行うというところで、今後の方向性の案とさせていただきます。以上です。

- 会長 はい、ありがとうございます。ではですね、ただいま事務局から説明していただきましたけれども、この件に関しまして質問ご意見等ございましたら、お願いいたします。
- 委員 国の方の方針がこういうことで、切るわけにはいかない。施設については、紙おむつは報酬の中に入っているという考え方だったと思うので、それに合わせた在宅施策ということだと思います。国がやめるといっても、市町としては、市町村特別給付として考えるとした場合、1号被保険者ということですが、3400万、3500万でしたか。
- 事務局 1600万となります。
- 委員 1600万だったら、丸々、第1号被保険者のところの保険料になるけど、どれぐらい引き上げになったとかっていうのはちょっと、試算しておられたら、言っていただきたいのと、一定全額認める、先ほど6万というのが、一つの上限額ということですけども、その辺も一つ上限を設けるとか、一定非課税というところじゃなしに、今は市町村非課税世帯だけですよね、このあたりももう少し細かくするとか、ということも、検討が必要じゃないかなと思います。まずは1号被保険者に全部該当するとした場合、どれぐらいの保険料の引き上げなのかは、ちょっと教えていただきたいと思います。
- 事務局 ありがとうございます。
委員よりご質問いただいた件につきまして、当然この1600、1700万ベースで年間の支出を考えた場合に保険料がどのぐらい影響が出るのかということなのですが、そこにつきましては現在お答えできる部分としては、試算をしていない状況でして、ただ次の市民協議会において、介護保険料の話をさせていただくことになっておりますので、そのときにはそこを含めた中での試算をさせていただきます。そのときに保険料自体に影響が出る部分の度合いによりましては、当然対象者、要介護1からというようにしておりますが、例えば地域によって要介護3以上ね、そういうのが介護度での縛りをつけているような地域もありますし、委員のおっしゃったように、その課税世帯のこの非課税だけでいいのかっていう話もありましたので、この辺りを見直すことで予算規模的な部分をどうコントロールしていくのかというのは検討していかなければならないというふうに考えております。今、はっきり、これだけ上がると申し上げればいいのですけれども、試算中というところで、回答とさせていただきます。
- 副会長 常に荒い計算を単純にしました。1年間1800万とした場合に、65歳以上2万3000

人程度ですね、それで12ヶ月と割り戻すと、一月当たり65円ほどかかる、今までが23%かかっているので、23%が15円ぐらいになります。65円の×0.23、だから50円ぐらいの1人当たりの保険料が上がらないと、この事業だけを考えると運用ができないということですね。1号だけで対応すると考えると。それをどういう形でもっていきのいいのか、さきほど言った、実際は本当に非課税の方、300人の方への給付という部分で、全員からそれだけ50円アップの金額をはじくのかどうか、もうざっくり単純に計算するとそれぐらいですね。

会長 ありがとうございます。何されているのかと横で思っていたのですが、計算していただいていたんですね。ありがとうございます。だいたい、50円くらいアップということですね。きちんと試算してもらった上でないと出てくるものではないのですが、だいたいこれくらいということで頭の中に入れてご審議していただければと思います。ありがとうございます。ではその他ございませんでしょうか。

委員 実際に使わせていただいているというか、支援する方々があるというところでの現状なのですが、例えば今月に1回申し込みをしますと、その注文内容が、ずっと来月も、再来月も継続されるという形で、変更がある場合だけ、ファックスを送るということですが、そんなにいらないのではないかと数字というか、注文をされていて、余ってきている家庭があるのが実際です。で、この国の動向3という2頁のところにもあるように、もう少し給付対象の条件的な部分、排尿や排便の報告において、介助を要するとか、要介護1の方が必要なのかと感じています。要介護4、5やテープ止めの紙おむつとかだと、オーバーしている方もいらっしゃいますが、軽度認定の方に関しては支給枚数いっぱいいただくとしたら多すぎるという状況もありますし、内容を聞き、厳しくして上限の設定をしてもいいのかなと思いますし、現場としては、それだけ上がってくるとすれば、もう少し中身を考えて差し上げる方がいいというように思いました。

会長 はい、ありがとうございます。こちらは、ご意見のあったとおりでして、必要なものはね、支給しているとしても、そこまで必要としていないところまでするというのは、50円の試算もありましたように、圧縮できるものはしたいというのは当然のことですので、こちらの方向性につきましては、その他というところで、そのとおりというのではなく、社会情勢や今ありました保険料への影響を鑑みて、支給要件と、支給内容について、事業内容の見直しを行うということで、考えてもらうという形をお願いしたいと思います。ありがとうございます。余っているとかは、現場でないとわからないことですので、委員の立場でも減らしましょうと言いつらいのですが、やっぱり現場見ている人も多いうことで、貴重なご意見かなと思いますので、それを含めて、今後、検討していければなと思います。ありがとうございます。その他ど

うでしょうか。時間もね、迫ってきておりますので、さきほどの方向性につきまして、その他というところで、あくまで、国が経過措置を終了したときの話として、国がこれまで通り続けるというときは、今の熱かった議論は、3年後とかね、また持ち越しということになるのですが、国の経過措置が終了という形に限定してということになるのですが、それについての審議でお願いしたいと思います。ではこちらですね、こちら事務局の今後の方向性につきまして、賛成していただける委員の先生は挙手のほどよろしくお願ひいたします。ではこちら、全員一致で了解していただきました。ありがとうございます。では、引き続き、次はその他に入ります。事務局からその他について説明をお願いいたします。

事務局(司会) その他については特にございません。

会長 では、今日はたくさんご意見をだしていただいて、ありがとうございました。こういった形で今後の整備計画や紙おむつの財源についても検討できるのかなと思っています。ではこの辺で私の方終わらしまして、事務局の方にマイクをお返ししたいと思います。ありがとうございました。

事務局(司会) 会長ありがとうございました。本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様、最後まで熱心なご審議ありがとうございます。それでは閉会にあたり、副会長よりご挨拶をお願いいたします。

副会長 ありがとうございました。皆さんのたくさんのご意見のなか、より明確な方向性が出されたのかなというふうに思っております。特に強みを生かすというところでは、冒頭の介護認定率のところでは、低く抑えられていることはよい点だと思いますので、そんなところは今まで蓄積してきた力を、今後の計画の中にきちっと活かしていくことによって維持させていく、ないしは介護度を重くさせないということにもつながっているのかなと思いますので、それが介護保険料にも最終的にも生きてくるということにもつながるのかなと思いますので、その点について、今後具体的に描いていけるといいのかなと思いました。二つ目が人材確保の部分は宿題で渡されたわけなのですが、成功事例のところを掘り起こしていくところが重要かなと思っています。以前もハローワークとやり取りをしていくと、ハローワークに再就職を希望する女性の方々が非常に見えます。結果どういうことが言えたのかなと思うと、うちも求人募集かけてハローワークに来ていただきました。やり取りをしていく中で、いいところをずっと出してもらって、それをハローワークの中で情報提供して作ってもらった。来るのが若いお母さん。子育てが少しひと段落して、ないしは保育園に預けて頑張ろうかなと、でも、フルタイムは無理だよ。短時間労働、10時から14時くらい、それでも週2日、3日ってところくらいからスタートしたいですが就職できますか、のようなところの紹介のケースが何件か増えた。ハローワークがきっとそういう照会をされているのだろうな、と思ったの

ですが、ということは裏を返すと、若いお母さんからすると、そういった働き方をしたいのだとすると、どもを持っていても、もう一度介護現場に復帰をして、スポットかもしれないけど頑張ってみたい、という方々を掘り起こしていくか、先ほど、外国人労働や ICT、高齢者ももちろん必要だけれども、掘り起こすとそういったところもありかなともう一度ハローワークとしっかりと情報共有していくというのも、せっかく厚生労働省の中の一機関でも何でもあるのでしょうかから、人材確保で考えていただのも一つかなと、話を聞いて思ったところです。ちょっと長くなりますが、感じたところを話させていただきました。みなさん、ご協力ありがとうございました。

事務局（司会）

それでは、これを持ちまして、令和5年度第3回総合介護市民協議会を閉会します。次回以降の開催日、日程についてお知らせをさせていただきます。第4回総合介護市民協議会につきましては、11月27日（月）午後2時から、ひまわり館2階研修室にて開催いたします。第5回につきましては、1月22日月曜日午後2時からひまわり館のホールにて開催させていただきますので、委員の皆様、日程調整くださいますよう、よろしく願いいたします。それでは長時間ご審議いただきましてありがとうございます。おかえりの際はお忘れ物のないよう、事故等ないようお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。